

○認証後未登記団体の設立認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 13 条第 3 項の規定により、設立認証を次のとおり取り消した。

令和 5 年 8 月 31 日

高知県知事

1 取消しを受けた団体の名称及び主たる事務所所在地

- (1) 土佐人
高知県宿毛市中央 1 丁目 1 番 11 号
- (2) 黒潮地域福祉支援昇隆会
高知県四万十市中村大橋通 6 丁目 2 街区 9 号

2 代表者の氏名

- (1) 中野 元憲
- (2) 村越 竹実

3 認証日

- (1) 平成 21 年 5 月 18 日
- (2) 平成 23 年 7 月 20 日

4 認証の取消日

- (1) 令和 5 年 8 月 31 日
- (2) 令和 5 年 8 月 31 日

5 認証取消に至った理由

設立の認証があった日から 6 月を経過しても法人の登記をしていないことが明らかになったため。